

鹿児島市教育大綱 (案)

平成28年 月

鹿児島市

はじめに

国において、平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化や地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化などを目的として、新しい教育委員会制度が始まりました。

新しい教育委員会制度では、教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置すること、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化を図ること、すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置すること、教育に関する「大綱」を首長が策定することの4つが主な内容となっています。

このうち、教育に関する大綱は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目的や施策の根本となる方針を定めるもので、地方公共団体の首長と教育委員会で構成される総合教育会議において十分な協議を経て、首長が策定することとされています。

本市においては、平成27年度に市長と教育委員会からなる総合教育会議における3回の協議を経て、鹿児島市教育大綱（以下、「大綱」という。）を策定しました。

大綱策定の考え方

大綱は、「鹿児島市教育振興基本計画（後期）」における「今後11年間を通じて目指すべき教育の姿」、「鹿児島市の教育の取組における視点（基本的な考え方）」、「教育施策の方向性」をベースとしながら、現在国を挙げて積極的な取組が進められている地方創生の観点等を踏まえ、必要と考えられる要素を追加して策定したものです。

対象期間

大綱の対象期間は、国において4～5年程度を想定されていること、また、本市の大綱は、「鹿児島市ひと・まち・しごと創生総合戦略」における教育に関する考え方を盛り込むこととしたことから、同戦略の対象期間に合わせた平成28年度から31年度までの4年間とします。

なお、教育を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直すこととします。

基本目標

鹿児島市に誇りを持ち、これからの時代に必要な生きる力を養い、心身ともにたくましく、学び続ける人材を社会全体で育成します。

基本目標実現への考え方

1 生涯を通じて自らを磨き、生活や職業に必要な知識等を継続的に習得することができる生涯学習社会の実現

これからの変化の激しい社会においては、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要になります。一人一人がより良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、人生を豊かなものにしなければなりません。

個人の発達段階やそのとき置かれている状況等を踏まえつつ、だれもが若年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる社会の実現を目指す必要があります。

2 学校・家庭・地域の連携強化による社会全体の教育力の向上

教育は、個人により良く生きる力を与えるとともに、社会全体の存立基盤を形づくる価値形成活動であり、国、地方公共団体、学校、保護者、地域住民、企業、社会教育団体、民間教育事業者、NPO、メディアなど、官・民を通じた様々な関係者の取組により成り立っています。

このうち、行政、学校、家庭等教育に直接携わる者に特に大きな責任があることは言うまでもありませんが、地域住民や企業等も受身的な立場にとどまることなく、自らも社会の一員として教育に責任を共有するとの認識を持って、学校運営などに積極的に参画することが期待されます。

学校や行政においても、広く様々な分野からの協力を得て、学校を地域に開かれたものにしていく努力が必要です。

3 我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、社会の形成に主体的に参画する

人材の育成

これからの人材育成においては、グローバル化の中で、自らが国際社会の一員であることを自覚して、自分とは異なる文化や歴史の中にいる人々と共生していくことが重要です。このためには、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことが必要です。

また、互いに支え合い協力し合う互助の精神に基づき、個人の主体的な意志により、自分の能力や時間を他人や地域社会のために役立てようとする意識を高めることが重要です。

そして、国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動する人材を育成していくことが重要です。

基本方針

(1) 道徳心や社会性を養い、心身ともにたくましい子どもを育成する

「教育に関する市民意識調査」の項目の一つにある、「これからの子どもたちにとって、特に必要とされる資質・能力は何だと思えますか。」という問いに対して、「他人を思いやる心、感動する心、ボランティア精神など、豊かな心」が22.0%と最も高い結果になりました。このことから、価値観の多様化、少子化、核家族化などにより、人と人とのつながりや共同体意識の希薄化が顕在化し、豊かな心や社会性を身に付けること、自己実現の喜びを体感すること、自己肯定感を得ることなどが難しくなっていることが考えられます。

また、児童生徒の規範意識の低下やいじめが指摘されていることから、社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識や倫理観といった道徳性を養うための道徳教育の充実を図り、自他への思いやりや情操を育む「豊かな心」の育成に努めていきます。

さらに、生涯を通じて、健康で豊かな生活を送ることができるように、積極的に運動に親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上、健康の保持増進のための実践力の育成を図るとともに、食に関する指導の充実などを図っていきます。

(2) 「確かな学力」を持ち、個性あふれる子どもを育成する

「知識基盤社会」が進行する中で、「生きる力」を知の側面から支える要素として、「確

かな学力」を確立していかなければなりません。子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために、きめ細かな指導を通じて、基礎的な知識や技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の育成とそれにつながる学習習慣の確立を推進します。

また、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、社会の形成者として必要な基本的資質を養っていきます。

(3) 信頼される開かれた学校教育を推進する

学校においては、教育の目標が達成されるよう、心身の発達段階に応じて、組織的・体系的な教育が行われなければなりません。社会情勢の変化に伴い、学校に対し様々な要求が向けられており、教職員は、学校運営、各種校務事務、保護者への対応など子どもたちの指導に直接関わらない多くの業務を行っています。このような業務の軽減と効率化を進め、教職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、安心して職務に取り組める環境づくりに努めます。

また、子どもたちが充実した教育が受けられるよう、教職員の資質や能力の向上を図ります。

さらに、子どもたちの学校生活における安全・安心な環境を確保するため、災害への備えや学校施設の質的整備や地域と連携した登下校の安全対策等を推進します。

(4) 家庭や地域の教育力を高め、社会全体で人づくりを進める

少子化、核家族化等の進行により、親の孤立化、人間関係の希薄化が進み、親の子育てに不安やしつけへの自信喪失等、家庭の教育力の低下が指摘されています。このような状況を踏まえ、教育基本法第10条（家庭教育）において、保護者は、子の教育に第一義的な責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めなければならないと規定されました。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるため、子育てに関する講座の開設や子育てを支援する情報提供に努めます。

また、地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透により、地域における子どもたちの体験機会の減少や、大人が地域の子どもと積極的に関わろうとしない、いわゆる地域の教育力の低下も指摘されています。そこで、地域コミュニティ組織の活動を通して地

域全体での教育力の向上に取り組んでいきます。

(5) スポーツや文化の振興を図るとともに、だれもが、いつでも、どこでも学べる環境づくりに努める

市民が健康で豊かに生きるために、子どもから高齢者まで、一人一人がそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでもスポーツに親しむ環境づくりに努めるとともに、鹿児島国体を契機として、更なる普及・振興に取り組めます。

多くの市民が魅力ある文化を創造し、心豊かに生きがいのある生活を送るために、文化芸術に触れ、親しむ機会の充実を図ります。また、市民がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を送るとともに、創造性豊かな人間性あふれる人材を育む上で、文化芸術活動は不可欠なものであり、文化芸術活動の活性化と裾野拡大を進めていきます。

さらに、市民のだれもが生涯にわたって学ぶことができ、生きがいのある充実した人生を送ることができる「生涯学習社会の実現」が求められています。このため、生涯学習の意義について、市民が十分に理解し、自主的な学習活動に取り組むことができるように、推進体制の充実・強化を図っていきます。

また、学習成果を生かして、地域における様々な活動に積極的に関わっていくことは、社会参加を通しての仲間づくりなど、豊かな人間関係の形成に役立ち、学習活動を核とした地域の活性化につながります。そこで、学習成果を地域社会の発展に生かすための支援方策を講じていきます。

(6) 生まれ育った本市の風土を愛し、地域に貢献したいという郷土に対する愛着心を育む

小学校から高等学校までの各ステージにおいて、世界文化遺産や明治維新をはじめとする郷土の歴史や偉人等を学ぶことを通じた郷土の理解を深める取組や体験活動、地元産業や企業を知る職場体験活動等を通じたキャリア教育、郷土を意識し、学ぶことにつながる機会となる国内外との交流や地域の様々な人々との交流等を進めます。

また、本市と協定を締結している大学と、それぞれの特色を生かした連携事業をはじめ、市内の6つの大学と連携しながら、歴史、伝統や自然という豊富なフィールドの下で、学生の主体的なまちづくりへの参画や地域を学ぶ活動を進めます。

このような取組を通して、地域に貢献したいという郷土への誇りと愛着の心を育みます。